

各社会福祉法人 理事長様

令和元年度の指導監査において、法令等に違背する運用がなされていたため、文書指摘とした事項のうち主だったものについて取りまとめたので、送付します。

実務の参考にしていただければ幸いです。

なお、本通知に用いる略称は次のとおりです。

法人：社会福祉法人

法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）

一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

【評議員会の招集事項の決定について】

評議員会を招集するときは、事前の理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならないが、これらの一部が定められていない。

- ① 評議員会の日時及び場所
- ② 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項
- ③ 評議員会の目的である事項に係る議案の概要

➡「目的である事項」とは議題（討議する題目）のことである。

➡「議案」とは、議決するために提出する原案のことである。

➡「議題」と「議案」の違いは次の例のとおり。

- ・ 議題・・・理事○名の選任の件
- ・ 議案・・・〇〇を理事とすること

※ただし、実務慣習上、招集通知や議事録で、「議題」を「第1号議案」と記載することがあるので、混同しないよう注意が必要。

【評議員会の招集通知の発出について】

評議員会の招集通知には、理事会の決議によって上記①②③の事項を定めた上、これらの事項を記載しなければならない。

➡理事会で上記①から③の事項を決議する前に、評議員会の開催日時のみを記した通知を評議員に送付している例があるが、これは日程調整等の連絡（事実行為）にすぎない。

➡前記した①評議員会の日時及び場所、②評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、③評議員会の目的である事項に係る議案の概要を理事会で決議しなければ、評議員会の招集通知を出すことはできない。

【評議員への計算書類等の提供について】

定時評議員会の招集の通知に際し、評議員に対し、計算書類・事業報告・監査報告・財産目録の各書類が漏れなく提供されていない。

- ➡定時評議員会を招集するときは、評議員に対し、理事会の承認を受けた計算書類（資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表）及び事業報告、監査報告、財産目録を提供しなければならないことから、招集通知にこれらの書類を漏れなく添付して送付すること。
- ➡計算書類、財産目録は定時評議員会の「承認」を受けなければならない。
- ➡理事は、事業報告の内容を定時評議員会に報告しなければならない。

【理事及び監事の報酬等の総額に関する決議】

理事及び監事の「報酬等の額」を定款又は評議員会の決議により定めていない。

- ➡理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める必要がある（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条）。なお、理事の報酬等について、定款にその額を定めていない場合であって、その報酬について無報酬とする場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要がある。
- ➡これらの報酬等の額は、報酬等の支給の基準とは別に定めるものである。
- ➡監事の報酬等の額は、理事の報酬等と同様に、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める必要がある（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項）。なお、監事の報酬等について定款にその額を定めていない場合で、無報酬である場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要がある。
- ➡定款又は評議員会の決議によって監事の報酬等の額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議により定める（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第2項）。この監事の協議は全員一致の決定による必要がある。なお、この場合の具体的な配分の協議については、手続や記録に関する規定はないが、報酬等は客観的根拠に基づいて支給されるべきものであり、法人又は監事において、監事の全員一致による決定が行われたこと及びその決定内容を記載・記録した書類を作成すべきである。
- ➡監事の報酬等の額のみが決定されているときは、上記のとおり監事による配分の協議が必要となるため、これを不要とするためには、定款又は評議員会の決議により次のように定める方法が考えられる。
 - ・各監事の報酬等の額を同額とする場合
「監事に対して、一人あたりの各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。」と定める。

- ・監事の具備要件の別（社会福祉事業について識見を有する者として選任した監事と財務管理について識見を有する者として選任した監事の別）に応じて報酬等の額を異なる額として定める場合

「監事のうち、社会福祉事業について識見を有する者として選任した監事に対しては一人あたりの各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、財務管理について識見を有する者として選任した監事に対しては一人あたりの各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。」のように定める。

【理事長が専決できる事項について】

法人の業務執行の決定に関し、理事長が理事会から委任された事項以外の事項についても決定を行っている。理事会の決議を要する事項について（理事会による理事への権限委任がなされていないにも関わらず）、理事会の決議によらず理事長が決定している。

- ➡理事会の権限である法人の業務執行の決定を理事長等の理事に委任することはできるが、法人運営に関する重要な事項等については、理事会で決定されなければならない、理事長等にその権限を委任することはできない（法第45条の13第4項）。
- ➡多くの法人では、理事会の権限のうち理事長に委任した事項については、理事会で定める定款細則において「理事長専決事項」として明記している。
- ➡例えば、契約の種別に応じ予定価格が一定額未満の契約の締結が理事長に委任されている場合、当該額を超える契約の締結は理事会の決議事項であるので、契約締結前に、契約書案等を議案として理事会に提案し、理事会において決議を行う必要がある。

【理事長の職務執行状況の報告について】

理事長及び業務執行理事が、職務の執行状況について、（法令又は定款に定めるところにより）理事会に報告していない。

- ➡理事長及び業務執行理事は、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上と定めたときは当該回数以上）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- ➡報告の内容は、事業活動の状況、理事会決議事項のうち重要な事項の経過（たとえば、重要な契約を締結した場合におけるその結果等）、専決権限に基づき専決した事項等、法人の業務執行に関する諸々の事柄となる。
- ➡なお、理事の理事会への報告事項については、理事及び監事の全員に当該事項を通知したときは、当該事項の理事会への報告を要しない（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第1項）が、理事長及び業務執行理事による職務執行状況の報告については、この規定は適用されず（同条第2項）、必ず実際に開催された理事会において報告を行う必要があることに留意すること。

【招集通知の省略による理事会の開催について】

役員改選後の理事会の招集が適正に行われておらず、また、速やかに理事会を開催するために設けられた「招集通知の省略」の制度も適正に運用されていない。

- ➡評議員会で理事全員が改選されたときは、新理事によって構成される理事会を開催し、速やかに新たな理事長を選定することが望ましい。
- ➡理事会を招集する者は、理事会の日の原則として1週間前（中7日）までに、理事・監事の全員に通知を発しなければならないが、これでは速やかに新理事長を選定することができない。
- ➡このような場合には、「招集通知の省略」の方法により、理事会を開催することになる。
- ➡「招集通知の省略」とは、理事・監事の全員が理事会の開催について招集通知の省略により開催することについての同意がある場合に、通知を省略して理事会を開催するものである。
- ➡理事会の招集権限は、原則として各理事にあるが、定款の定めにより特定の理事とすることができることから、多くの法人では、定款例に従い、「理事会は理事長が招集する」と定めている。
- ➡役員一斉改選後の初めての理事会の招集は、理事長が選定されていないので原則に戻り各理事が行うことができ、「招集通知の省略」の方法による招集も各理事が行うことができる。
- ➡理事会の招集通知を省略することについての理事及び監事の同意の取得・保存の方法について、法人において、理事及び監事の全員が同意書を提出することとする、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等、書面若しくは電磁的記録による何らかの形で保存できるようにしておくこと。
 - ・議事録への記載例
「事務局より、本理事会は、理事及び監事全員の同意により招集手続を省略して開催すること、本日欠席の〇〇理事からは招集手続の省略に係る同意書が提出されていることが報告された。」
- ➡役員全員の改選に伴う新理事長の選定を行うための理事会の招集を、改選前の理事長が改選前に行っているケースがあるが、改選前の理事長には改選後の理事会を招集する権限はないことに注意すること。

【監事の選任に係る同意について】

監事の選任に関する議案を評議員会に提案する際に、議案に対する監事の同意を確認していない。

➡理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行(理事会の構成員として行う行為を含む。)を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数の同意を得なければならない(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)。

→「監事の過半数」とは、在任する監事の過半数をいう。在任する監事が2名の場合は2名の同意が必要となる。

➡なお、理事会が提出する監事の選任に関する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録(当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。)でも差し支えない。

以上